

地方財政審議会付議（決裁）案件

平成29年8月22日（火）

（案件名）

- ・ 平成29年度国の予算等貸付金債に係る同意等について（決裁案件）
（根拠法令は別紙）

担 当

自治財政局地方債課

佐藤課長補佐（内23473）

平成29年度国の予算等貸付金債に係る同意又は許可について

1 事業内容

国の予算又は政府関係機関等から地方公共団体に対して貸付けられる貸付金には、中小企業高度化資金貸付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金等があり、これらを総称して国の予算等貸付金債と呼んでいる。

これら国の予算貸付又は政府関係機関等貸付金は、それぞれ根拠法に基づき、各省庁又は各政府関係機関等の予算によりその所要額が確保される仕組みとなっているが、地方公共団体の側からすれば長期の借入金であり、当然、地方債として処理する必要がある、地方財政法に基づく総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を必要とする。

2 同意等方針

平成29年度地方債同意等基準運用要綱第五の六の2により、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意又は許可を行う。

3 地方債計画及び同意等額

(1) 通常収支分

(単位：億円)

区分	地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	計画残額
計	266	41	59	101	165
内訳	都道府県・指定都市分	—	53	90	—
	市町村・特別区分	—	6	11	—

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

※ 既同意等額には届出分（7月分まで）を含む。

(2) 東日本大震災分（復旧・復興事業）

(単位：億円)

区分	地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	計画残額
計	5	—	—	—	5
内訳	都道府県・指定都市分	—	—	—	—
	市町村・特別区分	—	—	—	—

(参考) 事業区分

(1) 通常収支分

(単位: 億円、%)

	H29 地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	執行率
中小企業高度化資金貸付金	78	9	21	30	38.1
土地区画整理組合等貸付金	4	1	3	4	95.0
母子父子寡婦福祉資金貸付金	38	—	6	6	17.0
災害援護資金貸付金	2	—	—	—	0.0
都市開発資金貸付金	18	8	3	11	62.1
市街地再開発組合等貸付金	20	5	—	5	22.5
有料道路整備資金貸付金	—	—	—	—	—
埠頭整備等資金貸付金	54	18	4	23	42.3
公害防止資金貸付金	4	—	—	—	0.0
農業災害補償資金貸付金	—	—	—	—	—
木材産業等高度化推進資金貸付金	13	—	0	0	3.3
沿道整備資金貸付金	—	—	—	—	—
沖縄振興開発金融公庫資金貸付金	1	—	—	—	0.0
農地保有合理化促進対策資金貸付金	—	—	—	—	—
就農支援資金貸付金	—	—	—	—	—
日本政策金融公庫資金貸付金	28	0	22	22	77.5
連続立体交差資金貸付金	1	—	—	—	0.0
都市環境維持・改善事業資金貸付金	1	—	—	—	0.0
地域商店街活性化高度化資金貸付金	—	—	—	—	—
電線敷設工事資金貸付金	3	—	—	—	0.0
賑わい増進事業資金貸付金	1	—	—	—	0.0
合計	266	41	59	101	37.8

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

※ 既同意等額には届出分（7月分まで）を含む。

(2) 東日本大震災分（復旧・復興事業）

	H29 地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	執行率
災害援護資金貸付金	5	—	—	—	0.0
合計	5	—	—	—	0.0

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

4 岩手県の変更許可申請について

岩手県が、平成19年度に中小企業基盤整備機構から償還期間10年で借入れた中小企業高度化資金貸付金について、今年度、履行期限を迎え、10年間の延長措置がとられることとなった。履行延期の承認申請に対する中小企業基盤整備機構からの承認に併せて、償還期間の変更について、速やかに許可を行うこととする。

5 今後のスケジュール

国の予算等貸付金債については、平成 29 年度地方債同意等基準第二の三の 1 の（3）により、個別協議によるものとされており、本年度については 9 月（今回分）と 2 月の同意を予定している。

平成29年度 国の予算等貸付金債協議等に係る同意等額（第1回定例協議分）

（単位：千円）

	都道府県 指定都市	市町村 特別区	合計	
1	北海道	1,847,600	322,400	2,170,000
2	青森県		9,100	9,100
3	岩手県		44,900	44,900
4	宮城県	118,500	16,000	134,500
5	秋田県		4,900	4,900
6	山形県		800	800
7	福島県	32,000	35,314	67,314
8	茨城県			
9	栃木県			
10	群馬県			
11	埼玉県			
12	千葉県			
13	東京都			
14	神奈川県			
15	新潟県	489,725		489,725
16	富山県		14,220	14,220
17	石川県	4,000	13,000	17,000
18	福井県		11,000	11,000
19	山梨県	45,000	2,000	47,000
20	長野県		15,000	15,000
21	岐阜県			
22	静岡県			
23	愛知県			
24	三重県		1,800	1,800
25	滋賀県			
26	京都府	1,000,000		1,000,000
27	大阪府			
28	兵庫県	150,000		150,000
29	奈良県			
30	和歌山県			
31	鳥取県	137,142	21,500	158,642
32	島根県			
33	岡山県		6,400	6,400
34	広島県		50,600	57,000
35	山口県	75,000		125,600
36	徳島県			
37	香川県			
38	愛媛県			
39	高知県		5,000	5,000
40	福岡県	50,000		50,000
41	佐賀県			
42	長崎県		2,000	2,000
43	熊本県			
44	大分県			
45	宮崎県		13,000	13,000
46	鹿児島県			
47	沖縄県		25,000	25,000
48	札幌市			
49	仙台市			
50	さいたま市	49,198		49,198
51	千葉市			
52	横浜市			
53	川崎市			
54	相模原市			
55	新潟市			
56	静岡市	52,000		52,000
57	浜松市			
58	名古屋市	829,000		829,000
59	京都市			
60	大阪市			
61	堺市			
62	神戸市			
63	岡山市			
64	広島市			
65	北九州市	17,000		17,000
66	福岡市			
67	熊本市			
68	特別区			
69	名古屋港管理組合	436,800		436,800
	合計	5,332,965	613,934	5,946,899

※第1回定例協議は通常収支分のみ該当あり

平成29年度 国の予算等貸付金債 第1回定例協議分(団体別貸付金別同意等額①)

(単位:千円)

	中小企業高度化資金貸付金			土地区画整理組合等貸付金			母子父子寡婦福祉資金貸付金			都市開発資金貸付金			
	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	
1	北海道	300,000		300,000									
2	青森県												
3	岩手県												
4	宮城県	118,500		118,500									
5	秋田県												
6	山形県												
7	福島県							35,314	35,314				
8	茨城県												
9	栃木県												
10	群馬県												
11	埼玉県												
12	千葉県												
13	東京都												
14	神奈川県												
15	新潟県	400,000		400,000			35,525		35,525				
16	富山県							14,220	14,220				
17	石川県										13,000	13,000	
18	福井県												
19	山梨県												
20	長野県												
21	岐阜県												
22	静岡県												
23	愛知県												
24	三重県												
25	滋賀県												
26	京都府												
27	大阪府	1,000,000		1,000,000									
28	兵庫県												
29	奈良県	150,000		150,000									
30	和歌山県												
31	鳥取県												
32	島根県						137,142		137,142				
33	岡山県												
34	広島県												
35	山口県	75,000		75,000									
36	徳島県												
37	香川県												
38	愛媛県												
39	高知県												
40	福岡県												
41	佐賀県	50,000		50,000									
42	長崎県							2,000	2,000				
43	熊本県												
44	大分県												
45	宮崎県							13,000	13,000				
46	鹿児島県												
47	沖縄県				25,000	25,000							
48	札幌市												
49	仙台市												
50	さいたま市												
51	千葉市						49,198		49,198				
52	横浜市												
53	川崎市												
54	相模原市												
55	新潟市												
56	静岡市						52,000		52,000				
57	浜松市												
58	名古屋市				225,000	225,000	306,000		306,000	298,000		298,000	
59	京都市												
60	大阪市												
61	堺市												
62	神戸市												
63	岡山市												
64	広島市												
65	北九州市												
66	福岡市												
67	熊本市												
68	特別区												
69	名古屋港管理組合												
	計	2,093,500		2,093,500	225,000	25,000	250,000	579,865	64,534	644,399	298,000	13,000	311,000

平成29年度 国の予算等貸付金債 第1回定例協議分(団体別貸付金別同意等額②)

(単位:千円)

	埠頭整備等資金貸付金			木材産業等高度化推進資金貸付金			日本政策金融公庫資金貸付金			合計		
	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1	北海道						1,547,600	322,400	1,870,000	1,847,600	322,400	2,170,000
2	青森県							9,100	9,100		9,100	9,100
3	岩手県							44,900	44,900		44,900	44,900
4	宮城県							16,000	16,000	118,500	16,000	134,500
5	秋田県							4,900	4,900		4,900	4,900
6	山形県							800	800		800	800
7	福島県						32,000		32,000	32,000	35,314	67,314
8	茨城県											
9	栃木県											
10	群馬県											
11	埼玉県											
12	千葉県											
13	東京都											
14	神奈川県											
15	新潟県			43,000		43,000	11,200		11,200	489,725		489,725
16	富山県										14,220	14,220
17	石川県						4,000		4,000	4,000	13,000	17,000
18	福井県							11,000	11,000		11,000	11,000
19	山梨県											
20	長野県						45,000	2,000	47,000	45,000	2,000	47,000
21	岐阜県							15,000	15,000		15,000	15,000
22	静岡県											
23	愛知県											
24	三重県							1,800	1,800		1,800	1,800
25	滋賀県											
26	京都府											
27	大阪府									1,000,000		1,000,000
28	兵庫県											
29	奈良県									150,000		150,000
30	和歌山県											
31	鳥取県											
32	島根県							21,500	21,500	137,142	21,500	158,642
33	岡山県											
34	広島県							6,400	6,400		6,400	6,400
35	山口県							50,600	50,600	75,000	50,600	125,600
36	徳島県											
37	香川県											
38	愛媛県											
39	高知県							5,000	5,000		5,000	5,000
40	福岡県											
41	佐賀県									50,000		50,000
42	長崎県										2,000	2,000
43	熊本県											
44	大分県											
45	宮崎県										13,000	13,000
46	鹿児島県											
47	沖縄県										25,000	25,000
48	札幌市											
49	仙台市											
50	さいたま市											
51	千葉市									49,198		49,198
52	横浜市											
53	川崎市											
54	相模原市											
55	新潟市											
56	静岡市									52,000		52,000
57	浜松市											
58	名古屋市									829,000		829,000
59	京都市											
60	大阪市											
61	堺市											
62	神戸市											
63	岡山市											
64	広島市											
65	北九州市											
66	福岡市						17,000		17,000	17,000		17,000
67	熊本市											
68	特別区											
69	名古屋港管理組合	436,800		436,800						436,800		436,800
	計	436,800		436,800	43,000	43,000	1,656,800	511,400	2,168,200	5,332,965	613,934	5,946,899

国の予算等貸付金の概要

区分	貸付機関	対象団体	国等から地方公共団体への貸付条件等				地方公共団体からの貸付条件等				
			利率 (年利)	償還期間 (据置期間)	償還方法	貸付割合	貸付対象者	貸付対象費用	貸付割合	利率 (年利)	保証人等
中小企業高度化資金貸付金 転貸	独立行政法人中小企業基盤整備機構	地方公共団体	無利子 又は 0.55%	20年以内 (3年以内)	元金均等(半)年賦	貸付対象事業に応じて、異なる (事業費の64%、72%等)	【高度化融資事業】 中小企業者、事業協同組合、商店街振興組合等	土地、建物、設備等の整備に要する資金	事業費の80%又は90%	無利子 又は 0.45%	担保又は保証人が必要
土地区画整理組合等貸付金 転貸	国土交通省	地方公共団体	無利子	8年以内 (6年以内) ※事業認可前の組合は 10年以内(8年以内)	元金均等半年賦	地方公共団体が貸し付ける額の 1/2以内	土地区画整理組合、個人施行者、区画整理会社等	土地区画整理事業に要する費用 (事業資金貸付)	事業費の1/2以内	無利子	担保又は保証人が必要
			無利子	25年以内 (10年以内)	元金均等半年賦	地方公共団体が貸し付ける額の 1/2以内	保留地管理法人、区画整理会社	保留地の取得に要する費用 (保留地取得資金貸付)	事業費の1/2以内	無利子	担保又は保証人が必要
母子父子寡婦福祉資金貸付金 転貸	厚生労働省	都道府県 指定都市 中核市	無利子	特別会計の剰余金が一定額を超える場合に償還		都道府県等が貸付金の財源として 特別会計に繰り入れる金額の 2倍相当額	配偶者のない女子で現に児童を扶養している者、配偶者のない男子で現に児童を扶養している者、配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった者等	事業の開始又は継続に必要な資金、児童の就学に必要な資金等	資金の種類に応じて貸付限度額あり	無利子 又は 1.5%	無利子の場合は、保証人が必要
都市開発資金貸付金	国土交通省	地方公共団体	0.01%	10年以内 (4年以内(防災緑地に係る公園緑地は3年))	元金均等半年賦	限度額なし	【貸付対象費用】 下記に掲げる用地の先行取得に必要な費用 ①都市施設用地：人口集中の著しい大都市等の秩序ある発展のために整備されるべき都市構成上重要な幹線道路網を構成する道路、公園、緑地等 ②都市機能更新用地：都市機能を維持増進するための計画的に整備改善を図る必要がある市街地の区域内にあって、その計画的な整備改善を促進するために有効に利用できるもの				
埠頭整備等資金貸付金 転貸	国土交通省	港湾管理者 (地方公共団体)	無利子	20年以内 (3年又は 5年以内)	元金均等半年賦	資金の種類に応じて貸付限度額あり	コンテナ埠頭会社、外資埠頭会社、フェリー埠頭公社等、第3セクターのマリーナ株式会社、港湾運営会社、民間事業者	港湾施設、国際戦略港湾近傍の流通加工機能を持つ倉庫施設の建設又は改良、民有護岸等の改良に要する費用	資金の種類に応じて貸付限度額あり	無利子	
木材産業等高度化推進資金貸付金 転貸	独立行政法人 農林漁業信用基金	都道府県	1.0%以内	5年以内 (1年以内)	満期一括 又は 割賦償還	林業経営改善計画等で承認した額	都道府県は、基金からの借入金及びこれと同額の自己資金を金融機関に預託し、金融機関はこれを原資の一部として、合理化計画等の認定を受けた者に低利で貸し付け	認定計画の実施に要する費用	林業経営改善計画等に計上した都道府県負担額と基金からの借入額の合計額	1.00% 以内	
日本政策金融公庫資金貸付金	株式会社 日本政策金融公庫 (地方公共団体金融機構へ委託)	地方公共団体	無利子 ～ 0.80%	30年以内 (20年以内)	元金均等年賦 又は 元利均等年賦	限度額なし	【貸付対象費用】 1. 公有林造林資金：人工植栽、天然林改良、森林の保育・保護・保全等の育林、造林用附帯施設の設置又は改良等 2. 公有分収林取得資金：分収育(造)林契約による樹木の取得に要する費用 3. 公有牧野資金：公有牧野の造成、改良又は保全及び牧野の管理経営上必要な施設の整備に要する費用				

根拠条文

(1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

（地方債の協議等）

第五条の三 地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

1～10（略）

11 総務大臣は、第一項に規定する協議における**総務大臣の同意**並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体

二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

2～3（略）

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが**標準税率未満である地方公共団体**（第一項各号に掲げるものを除く。）は、**第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、**又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の**許可を受けなければならない。**この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

5～6（略）

7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の**総務大臣の許可**並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

(2) 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）（抄）

（地方債の協議の相手方等）

第二条 法第五条の三第一項の規定による協議は、**第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。**

一 都道府県若しくは**地方自治法**（昭和二十二年法律第六十七号）**第二百五十二条の十九第一項**の指定都市（以下「指定都市」という。）（以下この項において「都道府県等」という。）又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの

二 市町村又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの（都道府県等が加入するものを除く。）

2 法第五条の三第一項の規定による協議をしようとする地方公共団体は、起債の目的となる事業の内容に応じて総務大臣が定める区分（以下「事業区分」という。）ごとに次条に規定する事項を記載した協議書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 **都道府県知事は、**法第五条の三第一項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。**

4 総務大臣は、法第五条の三第一項又は前項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。**ただし、当該同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項の規定による協議における同意については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

第三条～第二十条（略）

（地方債の許可手続）

第二十一条 法第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、**第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。**

2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。**

4 総務大臣は、第一項に規定する許可又は前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可又は同意に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。**ただし、当該許可又は同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合には、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

第二十二條～第二十九條（略）

（決算未提出期間における起債の協議等についての特例）

第三十條 地方自治法第二百三十三條第一項の規定により一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五條の三及び第五條の四の規定並びに第二十二條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法第五條の三第三項	実質公債費比率	当該年度の前年度の実質公債費比率
	実質赤字額	当該年度の前年度の実質赤字額
	連結実質赤字比率	当該年度の前年度の連結実質赤字比率
	将来負担比率	当該年度の前年度の将来負担比率
法第五條の四第一項第一号	前条第四項第二号	当該年度の前年度の前条第四項第二号
法第五條の四第一項第二号	前条第四項第一号	当該年度の前年度の前条第四項第一号
第二十二條	前年度	前々年度

（3）平成28年度同意等基準運用要綱（平成28年4月1日総務副大臣通知）（抄）

第五 その他の留意事項

六 国の予算等貸付金債

1（略）

2 国の予算等貸付金債については、原則として、簡易協議等手続と同スケジュールにより、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意等を行うものであること。